

【参考資料2】バリアフリー施設等データ整備仕様の概要



- バリアフリー施設や設備に関するデータは、各施設管理者の独自の仕様で提供されているため、これらを相互に利活用する際には、データ変換や結合等の手間が発生。
- そこで、データの相互利用を容易にし、かつ、データ利活用を促進することを目的に、データの整備内容及びデータ構造を定めた「**バリアフリー施設等データ整備仕様**」を策定。

1 現状

データ仕様が未統一

各施設管理者がそれぞれ異なる形式・項目でバリアフリー施設等データを整備・公開している。

施設管理者A
CSV
・施設名
・住所
・バリアフリー情報
↓
役所

施設管理者B
XLSX
・名称
・住所
・車いす対応状況
↓
駅

施設管理者C
JSON
・スポット名
・座標位置
・バリアフリー情報
↓
商業施設

データの相互利用には手間が発生

各施設管理者が独自の仕様でデータを整備しているため、これらを相互に利用したサービスを開発する際には、変換や結合作業等の手間が発生してしまう。

変換・結合
手間が発生

サービス
開発

「バリアフリー施設等データ整備仕様」の策定

「バリアフリー施設等データ整備仕様」を策定し、データの整備内容及びデータ構造を規定。

2 データ整備仕様の策定

「バリアフリー施設等データ整備仕様」のポイント

- ・施設、「バリアフリー設備」の2つの簡素なデータで概ね構成。
- ・必要な項目及び優先度を定め整備手順を明示。

**優先項目
(施設全体の情報)**

施設データ

例:〇〇市役所

- ・基本情報
(名称、位置等)
- ・バリアフリー設備の有無等

**必要に応じて整備する項目
(各設備の詳細情報)**

バリアフリー設備データ

①バリアフリースイートイレ

②バリアフリー対応エレベーター

③車椅子使用者用駐車施設等

④乳幼児用施設
(授乳室・おむつ交換台等)

⑤出入口(段差・スロープ等)

- ・設備の位置
- ・各機能の有無
(手すり、おむつ交換台、等)

写真データ

利用時間データ

3 期待される効果

- 広域的なサービスの創出**
- ・「バリアフリー施設等データ整備仕様」に基づいてデータが整備されることにより、データの横断的かつ広域的な利活用が容易に可能となる。
 - ・これらのデータを活用し、各施設管理者間の垣根を越えてた広範囲にわたる地域を対象としたサービスの創出が期待される。

サービス例:施設案内

バリアフリーマップ

図中の地図:地理院地図に独自情報等を追記して掲載
※1(写真):東京都オープンデータ 車椅子使用者対応トイレのバリアフリー情報